

自主防災組織等に係る防災器材等整備費補助要綱

(総則)

第1条 自主防災組織及び自主防災会が整備する防災器材等の購入に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 地域の防災組織として、町内会又は自治会が自主的に結成した団体として横須賀市に届け出た団体をいう。

(2) 自主防災会 自主防災組織に所属する一定の規模を有する共同住宅を単位とする防災対策を行う団体として横須賀市に届け出た団体をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる防災器材等は、自主防災組織又は自主防災会が購入する次に掲げるものとし、その品目は、市長室長が別に定める。

(1) 情報収集伝達用具

(2) 初期消防用具

(3) 救出用具

(4) 救護用具

(5) 避難誘導用具

(6) 給食給水用具

(7) 器材収納用具

(8) 防災服

(9) 非常用備蓄食料

(10) その他必要と認めるもの

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 器材等購入見積書等の写し

(2) 地域自主防災組織編成表（任意）

(3) 防災器材保有数調査表

(4) 事務連絡票

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるとおりとする。

ただし、別に基準額が設定されているものについては、当該基準額（購入額が当該基準額未満の場合は、購入額）に別表の中欄に掲げる補助率を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助事業が完了する見込みがあると認められるときには、請求により事業完了前に交付する。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の経費に係る支払い領収書の写し
- (2) 補助事業により整備した防災器材等の写真
- (3) 補助事業により整備した防災器材等の保管又は配置場所を明らかにした書類

附 則

この要綱は、昭和50年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 5 条 関 係）

種 別	補 助 率	基 準 額		
		防 災 器 材	防 災 服	非 常 用 備 蓄 食 料
自 主 防 災 組 織	8 割	円	円	世 帯 円 ～ 500 50,000 501 ～ 1,000 90,000 1,001 ～ 1,500 130,000 1,501 ～ 170,000
自 主 防 災 会	3 割	800,000	125,000	